五風荘（南木荘）正門	コンクリート造、幅六・四メートル、左右コンクリート造塀総延長一六〇メートル附属	平成十年文部省告示第百五十号	大阪府岸和田市岸城町一八―一
五風荘（南木荘）庭内門	木造棟門、銅板葺、間口一・九メートル	平成十年文部省告示第百五十号	大阪府岸和田市岸城町一八―一
五風荘（南木荘）船津橋門	石造棟門、銅板葺、間口二・六メートル	平成十年文部省告示第百五十号	大阪府岸和田市岸城町一八―一
五風荘（南木荘）為善門	木造棟門、瓦葺、建築面積一・三平方メートル	平成十年文部省告示第百五十号	大阪府岸和田市岸城町一八―一
五風荘（南木荘）庭内待合	木造平屋建、瓦葺、建築面積五平方メートル	平成十年文部省告示第百五十号	大阪府岸和田市岸城町一八―一
五風荘（南木荘）鎮守社	木造平屋建、銅板葺、建築面積一・七平方メートル	平成十年文部省告示第百五十号	大阪府岸和田市岸城町一八―一

○文部科学省告示第百八十一号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定したマナオス日本人学校の名称、位置及び設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二日

文部科学大臣　川端　達夫

	名称	位置	設置者
変更前	マナオス日本人学校（小学部及び中学部）	ブラジル国マナオス	マナオス日本文化振興会
変更後	マナウス日本人学校（小学部及び中学部）	ブラジル国マナウス	マナウス日本文化振興会

○経済産業省告示第三百三十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十一月二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　藤井　裕久

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
伊丹産業検査株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番十号	伊丹産業検査株式会社兵庫県尼崎市食満三丁目三番三十三号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査	石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成二十一年九月十四日

○経済産業省告示第三百三十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第一項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　藤井　裕久

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
三愛プラント工業株式会社	東京都大田区大森北一丁目十八番二号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	平成二十一年八月二十五日

○経済産業省告示第三百三十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　藤井　裕久

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
株式会社パステック	前	福岡管轄　福岡県福岡市博多区東平尾一丁目十番二十一号
	後	福岡管轄　福岡県福岡市博多区上牟田二丁目六番十三号

○国土交通省告示第千二百六十二号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十一年十二月二日

国土交通大臣　前原　誠司

事案番号	事案の種類	事案の内容
平21第7001号	鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正	安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。 1．実施に係る基本的な考え方 (1) 本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。 (2) 法施行後、運輸事業者の基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築していることが判明している。 (3) 上記を踏まえ、今後、当面は、安全管理規程に係る制度の一層の浸透・定着等に努め、報告徴収等の実施に当たっても、運輸事業の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制のさらなる改善等に向けたきめ細かな助言を中心に実施する。